

鹿角市公告第 8 8 号

自動販売機設置に係る市有財産の貸付を一般競争入札に付すことについて、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 3 日

鹿角市長 関 厚

1 入札に付する物件

(1) 件 名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付

(2) 貸付物件

物件 番号	所在地・施設名	設置場所	貸付面積
1	鹿角市花輪字下中島 1 4 4 番地 鹿角花輪駅前観光案内所	休憩所（屋内）	1. 5 m ² (幅 1.5m × 奥行 1.0m)
2	鹿角市花輪字下中島 1 4 4 番地 鹿角花輪駅前観光案内所	休憩所（屋内）	1. 5 m ² (幅 1.5m × 奥行 1.0m)

(3) 貸付期間 令和 4 年 6 月 2 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 契約条項を示す場所及び日時

場 所：鹿角市産業部産業活力課観光交流班（電話 0 1 8 6 - 3 0 - 0 2 4 8）

日 時：令和 4 年 6 月 3 日（金）から令和 4 年 6 月 1 0 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く）の
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 入札執行の場所及び日時

場 所：鹿角市役所本庁舎 1 階 第 5 会議室

日 時：令和 4 年 6 月 1 7 日（金）午前 1 0 時 3 0 分

4 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないものであること。

(2) 自動販売機の設置業務について、鹿角市内で 3 年以上の実績（自ら管理・運営するものに限る。）を有し、自動販売機のトラブル等に迅速に対応できる体制をとることができること。

(3) 国税等を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申立がされていない者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(5) 申請者、申請者の役員または申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者でない者であること。

5 入札参加申込に必要な書類（6月10日（金）提出締切）

- （1）一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- （2）契約実績調書（様式第3号）
- （3）暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第4号）
- （4）証明書類（申請日の3か月以内のもの。原本又は写し）
 - 法人の場合・・・登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書）
 - 個人の場合・・・営業証明書及び身分証明書
- （5）納税証明書等（申請日の3か月以内のもの。原本又は写し）

鹿角市内に本社及び支店、営業所を有する者：

鹿角市税：納税証明書（鹿角市税の滞納がないことの証明書）

秋田県税：秋田県税に係る徴収金について未納がない証明書

国 税：【法人】…その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書

【個人】…その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書

鹿角市内に本社及び支店、営業所を有しない者：

国 税：【法人】…その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書

【個人】…その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

（入札保証金） 入札金額の100分の5以上とし、現金により入札時に納入するものとする。ただし、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときは、鹿角市財務規則第103条第1項第2号により免除。

（契約保証金） 契約金額の100分の10以上とし、現金により契約時に納入するものとする。ただし、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるときは、鹿角市財務規則第122条第1項第3号により免除。

7 郵便による入札参加申込書、入札書の提出は認めない。

8 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 その他詳細に関しては、鹿角市産業部産業活力課観光交流班（電話0186-30-0248）に照会のこと。